資料１－１

平成24年経済センサス‐活動調査の調査員調査及び直轄調査の調査対象範囲

平成21年経済センサス‐基礎調査
＜事業所･企業の捕捉に重点を置いた調査＞

○調査条件のよい7月に実施
○従業者数等の基本的な事項を把握

調査内容が比較的容易であることから、単独事業所及び新設事業所のほか、支所数9以下の小規模な企業も調査員が調査し、支所数10以上の企業は行政機関が直轄調査として調査

調査員調査 （9万人） ※1調査員70事業所担当	単独事業所及び新設事業所 支所数9以下の企業
直轄調査 （行政機関）	支所数により役割分担 ＜市町村＞ 支所数10以上29以下の企業 ＜都道府県＞ 支所数30以上99以下の企業 ＜国＞ 支所数100以上の企業及び常用雇用者数5000人以上の企業

平成24年経済センサス‐活動調査
＜経理項目の把握に重点を置いた調査＞

○国民経済計算の精度維持を図るとの要請から、2月の積雪･寒冷期に実施する必要
○従業者数等の基本的な事項のほか、全産業分野の売上高、費用等の経理事項を把握

2月の積雪･寒冷期に21年基礎調査と同数の調査員（約9万人）を確保することは困難

↓

調査員調査の調査範囲を縮小し、調査員数を削減するとともに、調査員の事務を簡素化し、事務負担の軽減を図る必要

企業全体の経理事項と傘下支社の産業別経理事項の整合性を確保する必要があるなど、調査事務が複雑･高度化

↓

支社を有する企業の調査は、調査員による対応が困難なため、行政機関による対応が必要

調査員調査 （7万人） ※1調査員70事業所担当	単独事業所及び新設事業所に限定して調査員事務の簡素化を図ることにより、調査員の事務負担を軽減するとともに、確保する調査員数を削減
直轄調査 （行政機関）	地方消費税の配分基礎資料等への結果利用を踏まえた審査の効率性･確実性の観点から、原則として本社･支社の所在地により役割分担 ＜市＞ 本所及びすべての支所が自市内にある従業者数30人未満の企業 ＜都道府県＞ 本所及び大半の支所が自都道府県内にある従業者数30人未満の企業（市実施分を除く） ＜国＞ 複数の都道府県に支所を有する企業、複数事業所を有し従業者数30人以上の企業、特定の単独事業所（一定規模以上の製造業の単独事業所及び純粋持株会社）

地方公共団体の負担軽減

※地方公共団体の事務負担を軽減するため、①従業者数30人以上の企業の事業所を国直轄調査とし、市及び都道府県の直轄調査の調査対象企業数を軽減する、②直轄調査は国が一括して契約する民間事業者を活用して行い、地方公共団体が直接行う事務を限定する、③市直轄調査の事務は、調査員調査に係る事務と重複しないように調査員調査に係る事務の終了後に行う、④地方公共団体からの督促が円滑に行えるよう、督促のためのマニュアルを整備するとともに、民間事業者と企業の応対状況等の情報を的確に提供

※本所及びすべての支所が自町村内にある企業は少ないことから、都道府県において調査